

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年2月27日

金 曜 日

第3877号

目 次

規 則

○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1

告 示

○道路の区域変更 2

○道路の供用開始 3

○保安林の指定の解除予定 4

公営企業管理規程

○富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程 5

規 則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成27年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第3号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第76号）の施行期日は、平成27年3月1日とする。

（企・電気課）

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第76号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 宮ヶ谷北押川 線	富山市池多 996番から	変更前		最大 10.2 最小 7.5	325.4	富山土木 センター
	富山市三熊字江向 672番8 まで	変更後		最大 15.9 最小 9.2	325.4	
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 476番 2から	変更前		最大 17.0 最小 8.8	20.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹内 447番 まで	変更後		最大 15.7 最小 8.9	20.6	
県道 小矢部伏木港 線	高岡市麻生谷 512番地先か ら	変更前		最大 38.0 最小 29.6	18.0	高岡土木 センター
	高岡市麻生谷 512番地先ま で	変更後		最大 36.3 最小 29.6	18.0	
	高岡市石塚 175番2地先か ら 高岡市上北島31番1地先ま で	変更前	A	最大 22.4 最小 5.1	992.9	

県道 高岡環状線	高岡市石塚 175番 2 地先から 高岡市六家苧田 939番 2 地先まで	変更後	B	最大 106.8 最小 58.8	877.5	高岡土木 センター
	高岡市石塚 175番 2 地先から 高岡市上北島31番 1 地先まで		A	最大 22.4 最小 5.1	992.9	
			B・C	最大 89.3 最小 22.0	1741.0	

富山県告示第77号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 27 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 宮ヶ谷北押川 線	富山市池多 996番から 富山市三熊字江向 672番 8 まで	平成27年 2 月 27 日	富山土木 センター
国道 415号	富山市中田 2 丁目59番10から 富山市東富山寿町 2 丁目87番 4 まで	平成27年 2 月 28 日	富山土木 センター
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 476番 2 から 中新川郡舟橋村竹内 447番まで	平成27年 2 月 27 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 富山戸出小矢 部線	射水市生源寺字東島25番 2 から 射水市生源寺字中島67番 6 まで	平成27年 2 月 27 日	高岡土木 センター

富山県告示第78号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
富山県南砺市下出字経塚田1752の 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

富山県告示第79号

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成27年 2 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
富山県高岡市西広谷字梅野 151の 1、 151の 2、 152の 1、 152の 2、 153の 1、 154の 1
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

~~~~~  
**管 理 規 程**  
~~~~~

富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成27年2月27日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第1号

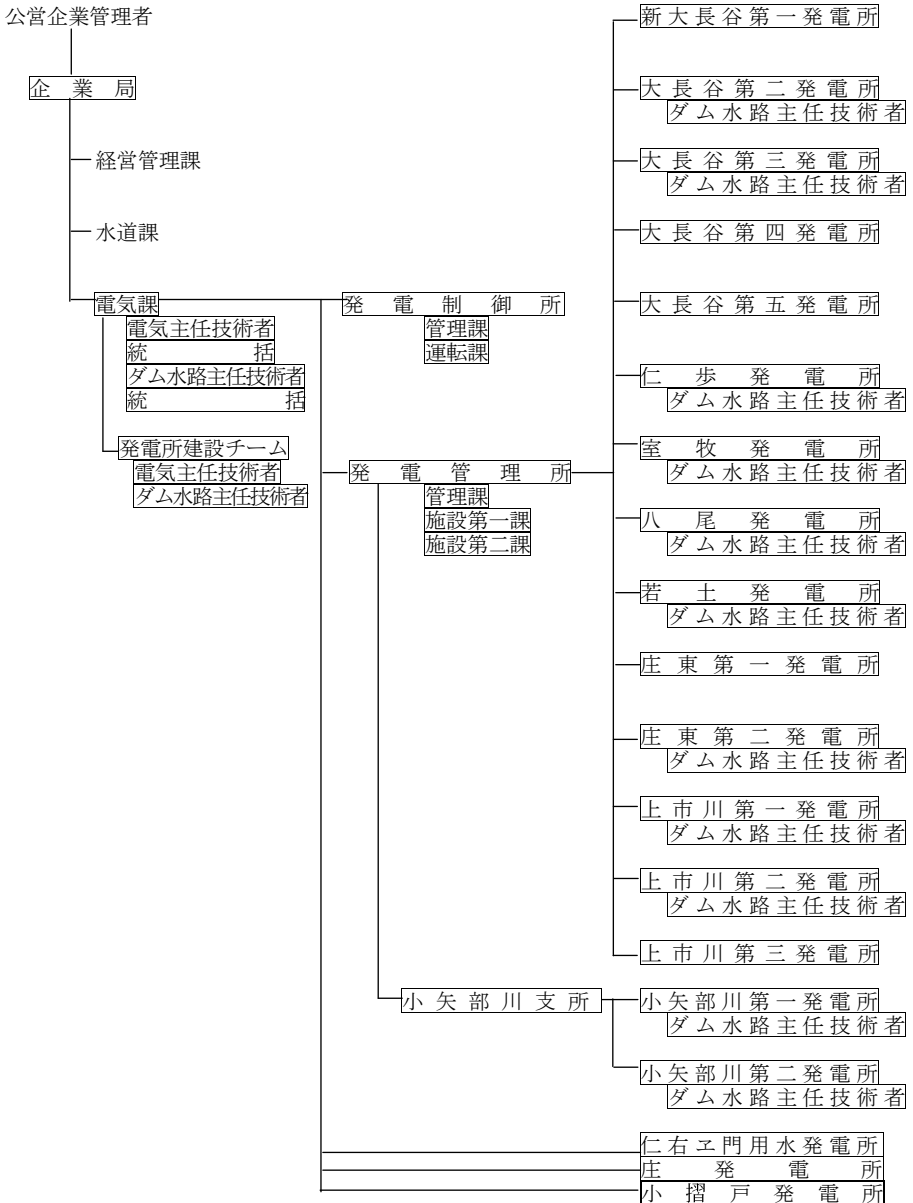
富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程

富山県電気事業保安規程（昭和61年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図 (第 4 条関係)

保安に関する組織



(注) [] は保安関係組織を示す。

附 則

この管理規程は、平成27年3月1日から施行する。

(企・電気課)
